

大阪 IR カジノ市議会「同意」

昨日 29 日の大阪市会本会議で、議案第 80 号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について」が、維新・公明などの賛成多数で承認された。写真は大阪日日 30 日。府議会でも 24 日に承認されており、IR 整備法で定められた地元議会の同意が得られたとして、大阪府は 4 月 28 日までに認定申請する方針という。

28 日の都市経済委員会で、公明から提案された IR 開業前に「(仮称) 大阪依存症センター」を前倒しして設置する、などの附帯決議も承認された。議案第 61 号



4 年度大阪市港営事業会計予算についても、IR 用地の土地改良事業 790 億円を限度額として厳守することなどの附帯決議も承認された。なお、自民から港営事業会計の予算のうち、土地改良事業費（債務負担行為）を削除する修正案が提出された。

各委員会の委員長報告のあと質疑に移ったが、自民や共産委員から大阪 IR カジノ誘致の問題点が鋭く指摘された。これまで情報公開請求により入手した資料をもとに、いくつかレポートしてきたが、質疑のなかで印象に残った点を列挙しておきたい。写真は昨日の

NHK ニュースから。市議会の審議「事業者優遇ではないか 批判の声も」に注目したい。



第 1 に、事業者との協議などの情報が十分に開示されないまま、とにかく日程を最優先して審議を

進めてきたことである。市民に説明責任を果たさず、IR カジノ誘致に邁進してきた。審議の過程で、生煮えの IR 計画、カジノ依存の IR の問題点が明らかになってきた。

第 2 に、締結された基本協定書は事業者優遇、事業者言いなりを色濃くしたものである。IR カジノ誘致計画に「同意」することは、基本協定書を認めたことになる。国認定により事業が具体化すると、市議会は関与・チェックできなくなる。夢洲特有の軟弱地盤から、土地改良事業費がさらに膨らむ公算が大きい。790 億円を限度額として厳守という附帯決議は、基本協定書の規定からも反故にされるだろう。

第 3 に、パブリック・コメントなどで指摘してきたが、事業者選定の不透明性である。事業者からの要求を受け、土地対策への公費投入、MICE の規模縮小など募集要項が修正されて追加募集が行われた。本来は再公募すべきなのに、短期間に現在の事業者が選定。IR 法にも反する、公募の公平性が問われる重大問題である。

このほか夢洲への IR カジノ誘致は問題山積だが、今後も検討をつづけていきたい。

(2022 年 3 月 30 日)